

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません」ののチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月17日
 仙台地方裁判所第4民事部
 裁判所書記官 柏 賢 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 7日 午前 9時00分から 令和 8年 7月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月16日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月31日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 富谷市東向陽台二丁目
地 番 31番84
地 目 宅地
地 積 198.00平方メートル
- 2 所 在 富谷市東向陽台二丁目31番地84
家屋 番号 31番84
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階56.31平方メートル
2階26.49平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階56.31平方メートル
2階約34.78平方メートル



物件明細書

令和 8年 4月28日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平塚 秀喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

物 件 目 録

- 1 所 在 富谷市東向陽台二丁目
地 番 31番84
地 目 宅地
地 積 198.00平方メートル
- 2 所 在 富谷市東向陽台二丁目31番地84
家屋 番号 31番84
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階56.31平方メートル
2階26.49平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階56.31平方メートル
2階約34.78平方メートル



令和 7年(ケ)第 159号
令和 7年11月11日受理
令和 7年12月22日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 内藤 和宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 富谷市東向陽台二丁目 |
| | 地 番 | 31番84 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 198.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富谷市東向陽台二丁目31番地84 |
| | 家屋 番号 | 31番84 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階56.31平方メートル
2階26.49平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	富谷市東向陽台二丁目22番6号														
土地	物件1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)														
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり														
建物	物件2														
種類、構造及び床面積の概略	<input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input checked="" type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input checked="" type="checkbox"/> 床面積: 1階 56.31平方メートル 2階 34.78平方メートル(概略)														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">種類:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">構造:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:	{	構造:	{	床面積:						
{	種類:														
{	構造:														
{	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 10px;">地方裁判所</td> <td style="padding-left: 20px;">支部</td> <td style="padding-left: 10px;">平成</td> <td style="padding-left: 10px;">年()第</td> <td style="padding-left: 10px;">号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 10px;">保管開始日</td> <td style="padding-left: 10px;">平成</td> <td style="padding-left: 10px;">年</td> <td style="padding-left: 10px;">月</td> <td style="padding-left: 10px;">日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	平成	年()第	号	[保管開始日	平成	年	月	日
[地方裁判所	支部	平成	年()第	号										
[保管開始日	平成	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

物件1土地は南東側で黒川郡富谷町（現富谷市）所有の31番1宅地（現況公衆用道路「東向陽台5-1号線」）一建築基準法第42条1項1号道路と接している。

■ 物件2について

本建物は、全体的に経年相応の劣化が認められる。これまでに増改築をした形跡はあるが、その時期は不明である。

物件1土地上に本建物所有者所有と思われるスチール製物置（動産）が2基存する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣者	本件物件は、普段は誰もいませんが、ごく稀に誰かが出入りしているのを見たことはあります。 詳細はわかりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■ 令和7年11月14日に物件確認に臨場した際、庭には雑草が繁茂し、郵便受けには郵便物が多数詰め込まれており、長期不在が窺われた。

本件所有者に対し、同年12月15日に調査に臨場する旨の通知をした上で、当日臨場したが不在であり、事前の連絡もなかった。

近隣者に状況を伺ったところ、前記のような話であったので、同行した立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて立ち入ったところ、電気は通じていたものの、家財道具はそれほどなく、冷蔵庫内の食材の賞味期限は同年6月及び7月のもので、最近のものはなかった。

近隣者の陳述及び上記の状況から物件2の占有者及び状況については、2枚目のとおりと判断した。

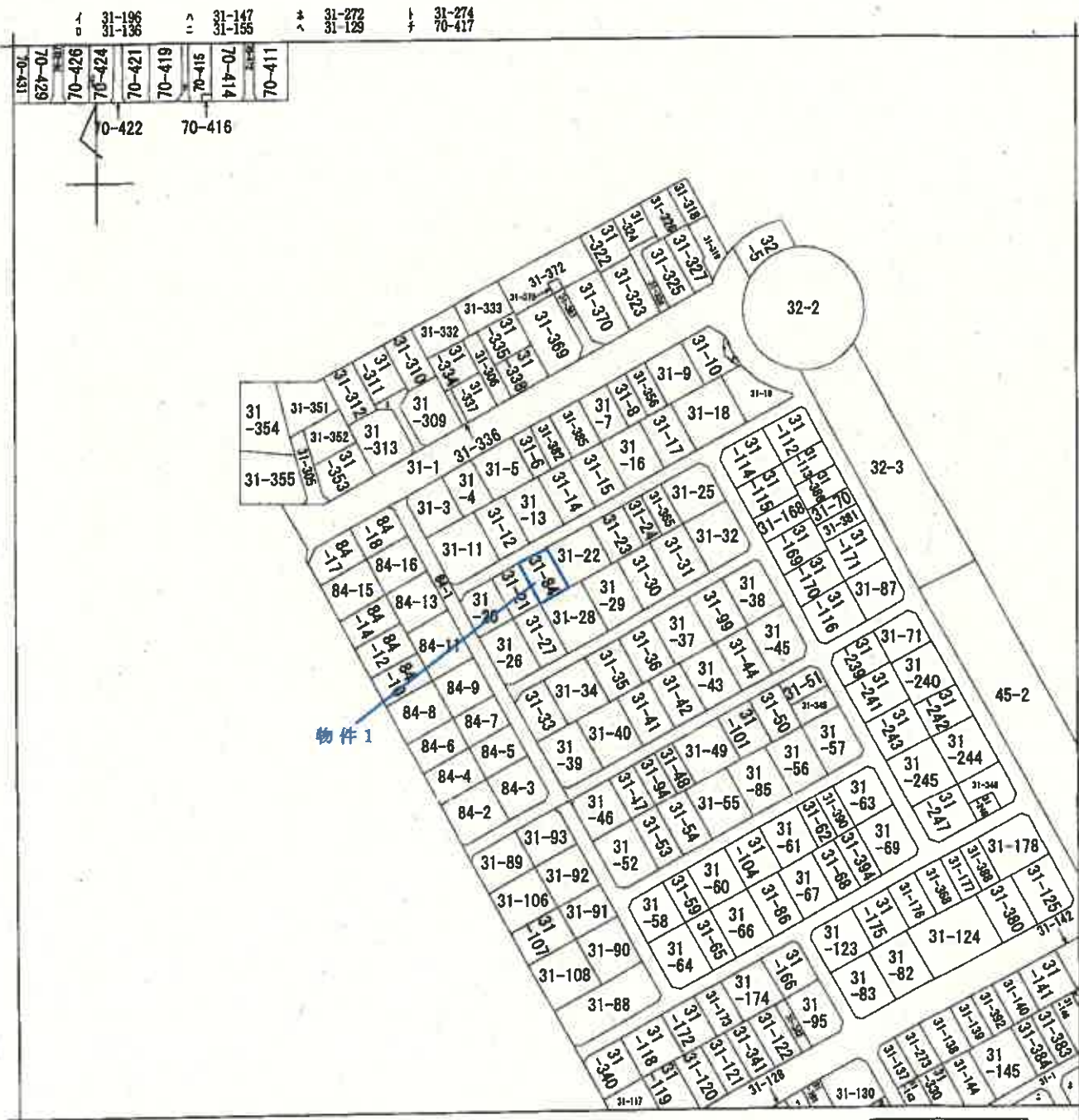
物件1上のスチール製物置2基についても、改めて第三者が設置したとも考えにくいいため、本件所有者のものと推定する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

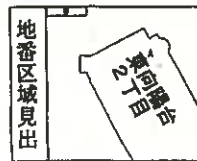
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年11月14日(金) 16:40-17:00	富谷市役所	間取図交付依頼(11/20郵送受領)、接道調査
R7年11月14日(金) 17:20-17:30	物件所在地	物件確認
R7年12月5日(金) 10:30-10:40	仙台法務局	本件物件及び周辺土地の全部事項証明書受領
R7年12月15日(月) 15:00-15:30	物件所在地	立入調査、間取り確認、写真撮影、近隣者から事情聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年12月15日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 明石西ノ入
B 東向陽台3丁目

A4判に縮小

請求部	所在	宮谷市東向陽台二丁目			地番	31番84	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月9日
仙台法務局

請求番号：28-1
(1/1)

登記官

(7 枚目)

次頁に図面に關する変更内容を示す。

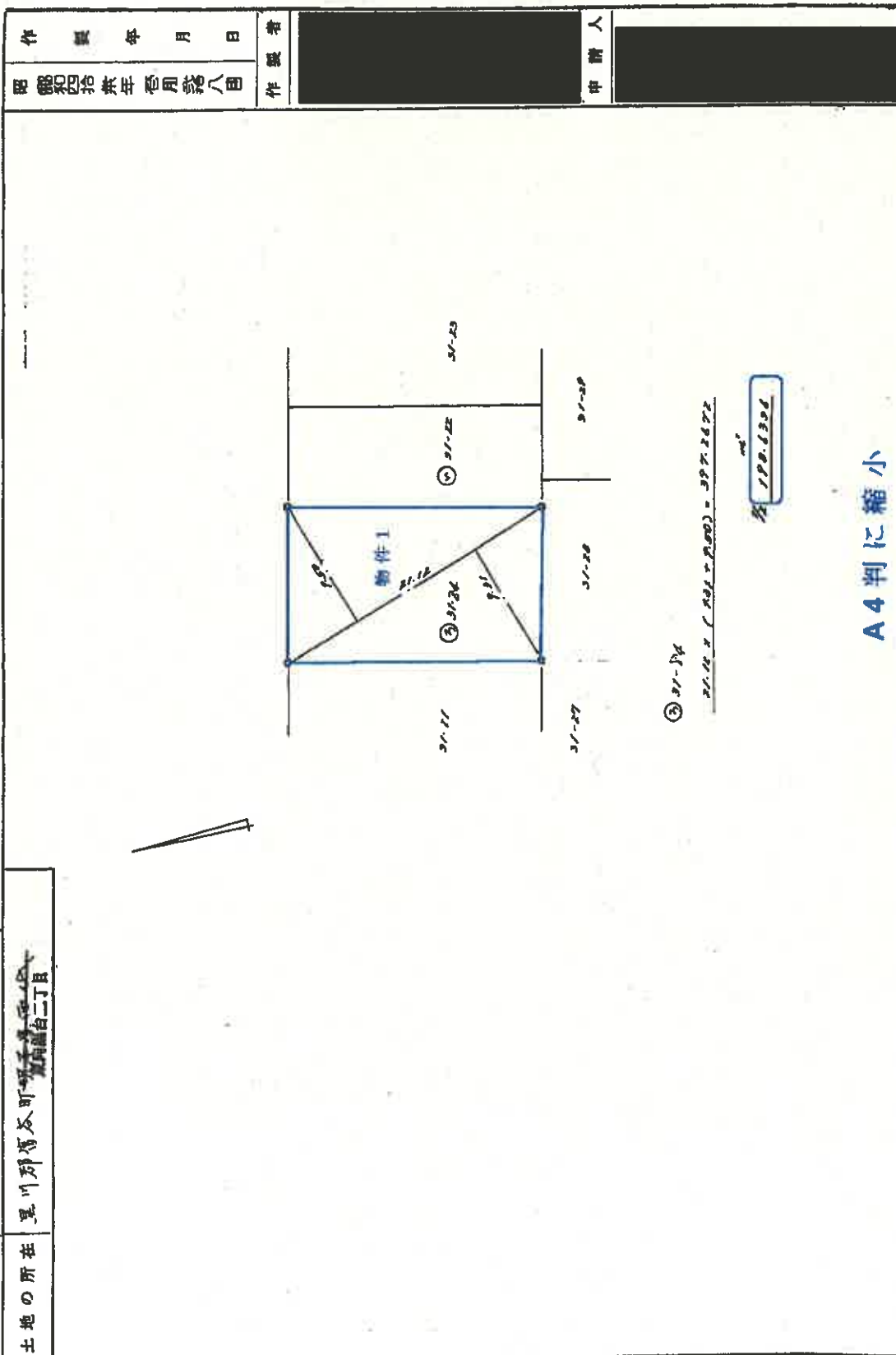
登記年月日：昭和46年1月29日

209992 前 31-22 後 新

地番 31-24 31-22

土地の所在 尾川郡高木町高田三丁目

地積測量図



昭和四十六年一月二十八日	作製者
尾川郡高木町高田三丁目	申請人

A4判に縮小

(日本土地家屋調査士用紙)

縮尺 1/300

S46.1.29

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

令和7年10月9日 仙台法務局

登記官

(8 枚目)

登記年月日：昭和50年1月13日

次頁に図面に關する変更内容を示す。

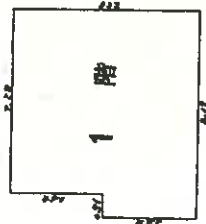
261110

家屋番号 31~84

建物の所在 黒川郡富谷町明石堂西ノ人31番地84
東向陽台三丁目

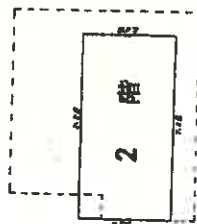
建築物各階平面図

物件2



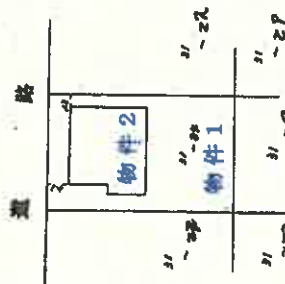
床面積

4.91	3	3.46	4.37
2.58	3	7.58	4.57
<hr/>			
84.27.08 M2			



床面積

2.02	3	1.22	2.44
<hr/>			
84.27.08 M2			



作製年月日 昭和50年1月10日

作製者 [Redacted]

申請人 [Redacted]

縮尺 1/500

A4判に縮小

(日本土地家屋調査士会用紙)

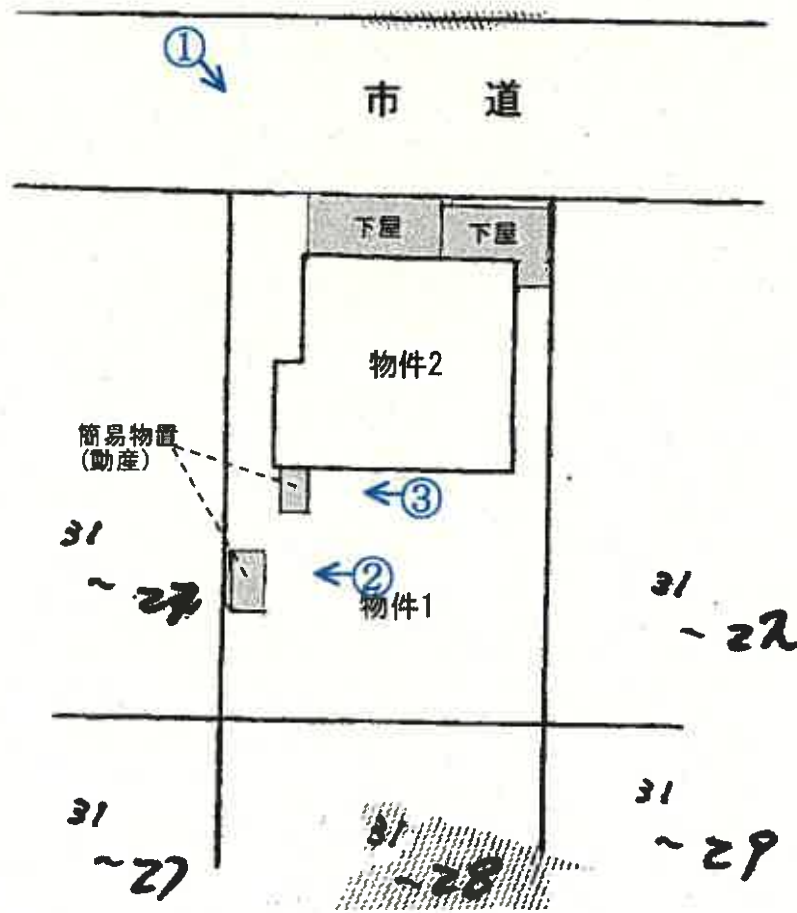
550.1.13

縮尺 1/200

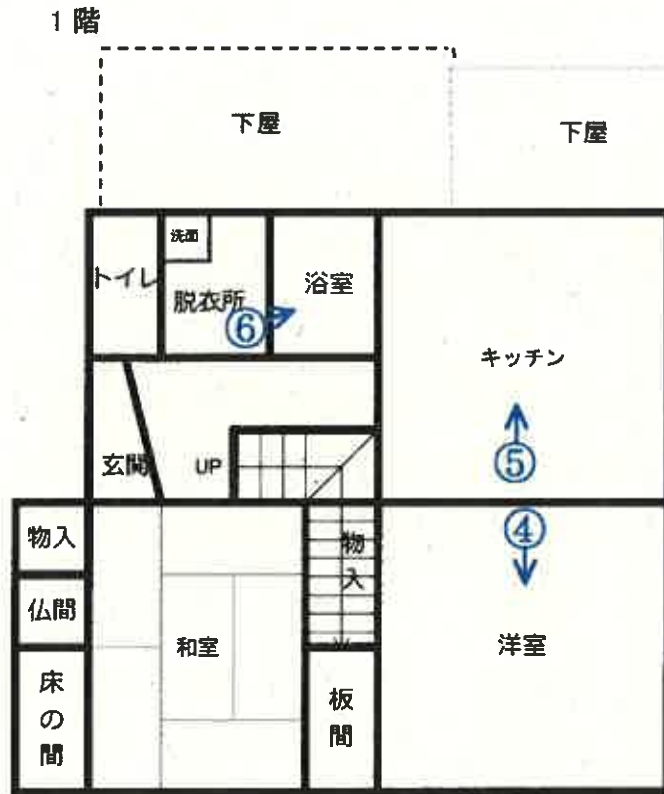
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月9日 仙台法務局

登記官

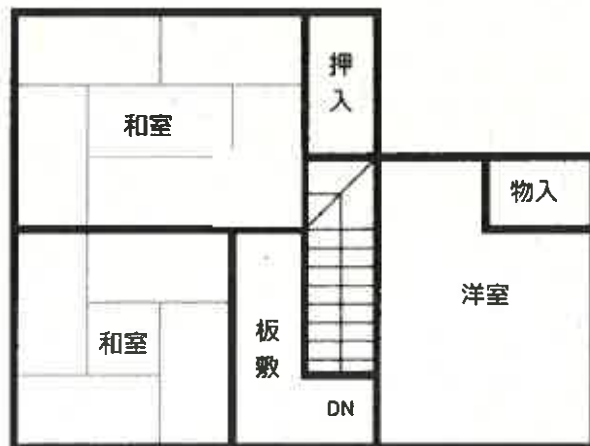
(9 枚目)



土地建物位置関係図



2 階



間取図
(物件2)

凡 例
←○写真(撮影場所)

写真 1 下屋

物件2



物件1

写真 2

スチール製物置(動産)



物件1

写真 3

スチール製物置(動産)



物件1

写真 4

以下物件2の内部状況



写真 5



写真 6



令和 7 年 (ケ) 第 159 号
令和 7 年 12 月 15 日 現地調査
令和 7 年 12 月 22 日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
西山 敦

第1 評価額

一括価格	
金 9,467,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 6,100,000円
物件2(建物)	金 3,367,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には担保責任がないこと等)の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積		2階 34.78㎡(概測)
番号	特記事項		
2	登記記載面積との相違が見られた。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	仙台市地下鉄線「泉中央」駅の北東方・道路距離約3.6km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	目的物件は、富谷市南部の高台の住宅団地に所在する。目的物件の存する地域は、低層の戸建住宅が建ち並ぶ熟成した住宅地域で、区画は整っているが国道4号などの幹線道路への接続は普通程度である。東向陽台小の南東方約1.1km、東向陽台中の南東方約0.4kmに位置する。また、大規模商業施設(みやぎ生協明石台店SC・ヨークベニマル明石台店)の南東方約1.5～1.6kmにある(以上、道路距離)。富谷市を含む仙台圏の不動産市場は安定的で、地価の上昇が続いている。目的物件周辺は、開発はやや古い団地内にあり、利便性は普通程度であるが、需要は安定している。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 指定：50% 指定：60% なし
画地条件	間口・奥行 地積 形状 地勢 街路接面状況 その他	約11m×約18m 198.00㎡ 長方形状 平坦 中間画地 特になし
接面道路の状況	北西側で幅員約5mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号道路)に等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり 下水道：あり ガス配管：あり (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	庭は雑草が繁茂し、手入れがされていない。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区分	主である建物： 家屋番号 31番84	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)：	昭和 49 年 12 月 25 日 新築
	経過年数：	51年
	経済的残存耐用年数：	ほぼ満了している
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕様	外 壁： モルタル塗り等	床： 畳、板敷、フローリング
	内 壁： クロス貼り等	設 備： 電気・給排水
	天 井： 合板、ボード等	
	その他： 特になし	
	(注)建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	91.09㎡(概測)	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	別添間取図の通り
品等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用 状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特記事項	<p>既述の通り、2階部分について、登記記載面積と調査面積で相違が見られた(詳細は不明)。</p> <p>新築から相当の年数が経過している1981年以前の旧耐震基準による建物で、経年相応の損傷が見られる。</p> <p>生活用品、家庭ごみなどが中程度に残置されている。</p> <p>対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を以下のとおり求めた。

番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ
1	86,900円/m ²	1.01	198.00m ²	0.90	15,640,000円

ア 標準画地価格(公示価格等との規準をもとに査定)

地価公示地 富谷-2

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{規準とした価格} \\ 83,500\text{円/m}^2 & \times & \frac{108.3}{100} & \times \frac{100}{101} & \times \frac{100}{103} & = 86,900\text{円/m}^2 \end{array}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正: 方位1

◇ 地域格差 : 街路0、交通接近0、環境3、行政0

イ 個別格差: 方位1

ウ 地積: 登記数量による

エ 建付減価: 土地上の建物の土地に対する最有効使用の障害の程度より減価率を求め、建付減価を判定した。(減価率: 10%)

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を判定した。

番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ
2	152,000円/m ²	91.09m ² (概測)	0.01	138,000円

ウ 現価率: 経済的耐用年数はほぼ満了し、現価率は上記の通りと判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた各価格に、物件1については土地利用権等価格を控除し、物件2については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 ア×イ×ウ
1	15,640,000円	1.00	0.35	法定地上権	5,474,000円

イ 土地利用権等の及ぶ範囲： 上記物件番号の土地の 100% の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合： 土地利用権等を 法定地上権 と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

② 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	15,640,000円	- 5,474,000円	1.00	1.00	0.60	6,100,000円
2	138,000円	+ 5,474,000円	1.00	1.00	0.60	3,367,000円
一括価格(合計)						9,467,000円

ウ 占有減価修正： 修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正： 対象不動産周辺における最近の不動産需要を考慮し、市場性修正率を上記のとおり判定した。

オ 競売市場修正： 「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地 価 公 示 地 富谷-2

所 在 : 富谷市東向陽台1丁目45番40「東向陽台1-14-10」

価 格 : 83,500円/㎡

位 置 : 地下鉄・泉中央駅の北東方約4.0km(道路距離)に位置する。

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 212㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 北西側6m市道

用途指定等 : 市街化区域・第1種低層住居専用地域(建蔽率50%、容積率60%)

地域の概要 : 戸建住宅が建ち並ぶ高台の区画整然とした住宅地域

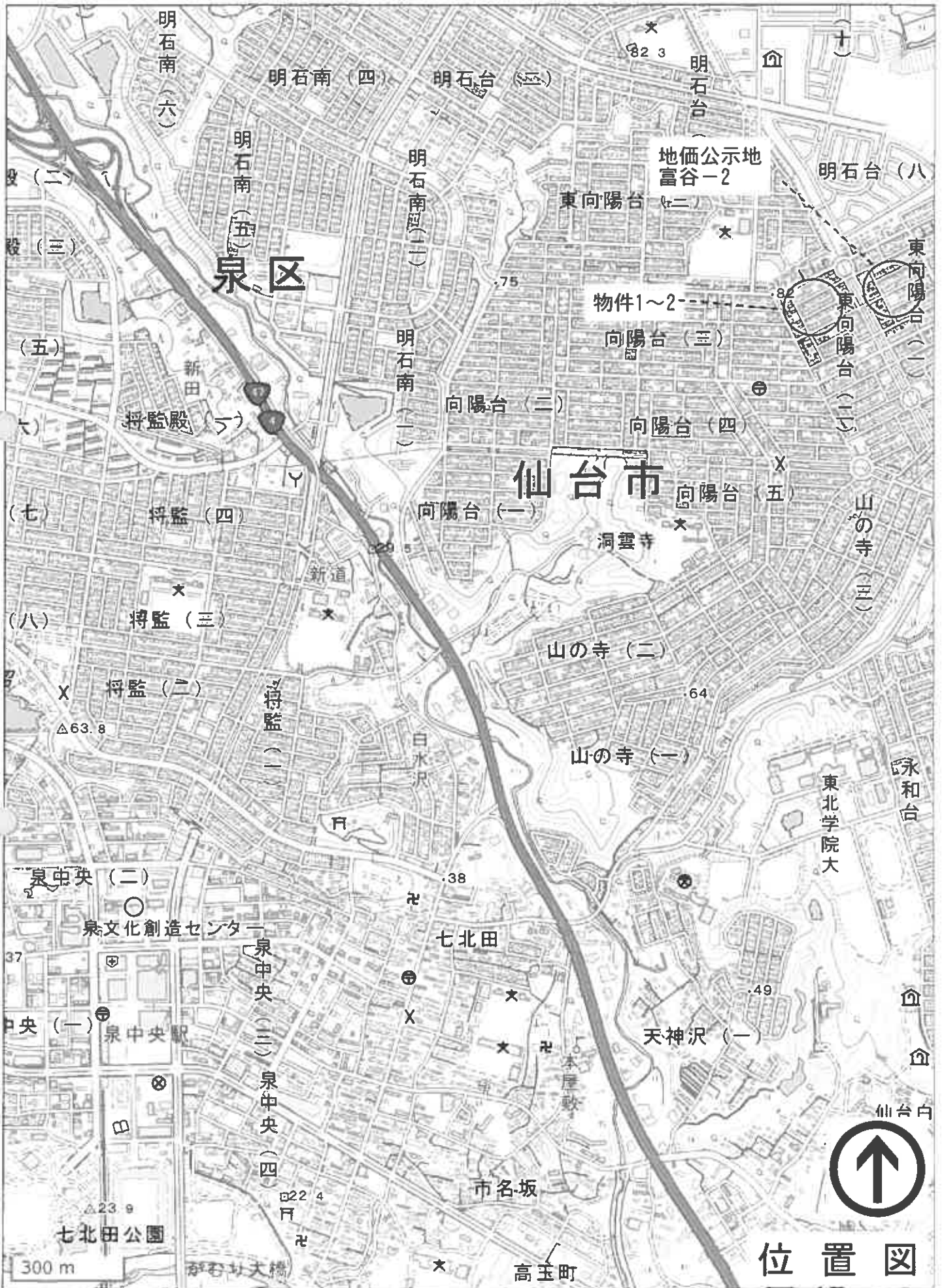
第7 附属資料

- 1 位置図(国土地理院地図)
- 2 地図に準ずる図面
- 3 地積測量図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 間取図
- 6 土地建物位置関係図

以 上

物件目録

- | | | |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 所在 | 富谷市東向陽台二丁目 |
| | 地番 | 31番84 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 地積 | 198.00平方メートル |
| 2 | 所在 | 富谷市東向陽台二丁目31番地84 |
| | 家屋番号 | 31番84 |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床面積 | 1階56.31平方メートル
2階26.49平方メートル |



31-196 31-147 31-272 31-274
 31-136 31-155 31-129 70-417

147-01 70-426 70-424 70-421 70-419 70-415 71-01 70-411

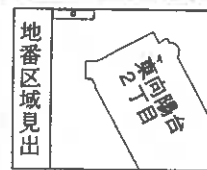
70-422 70-416

物件1

YPOCCOPY

YPOCCOPY

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A B 明石西ノ入 東向陽台3丁目

請求部	所在	富谷市東向陽台二丁目		地番	31番84	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日			備付年月日(原図)	補記事項	種類 旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A 3 を A 4 に縮小

令和7年10月9日
 仙台法務局

請求番号：28-1
 (1/1)

登記官

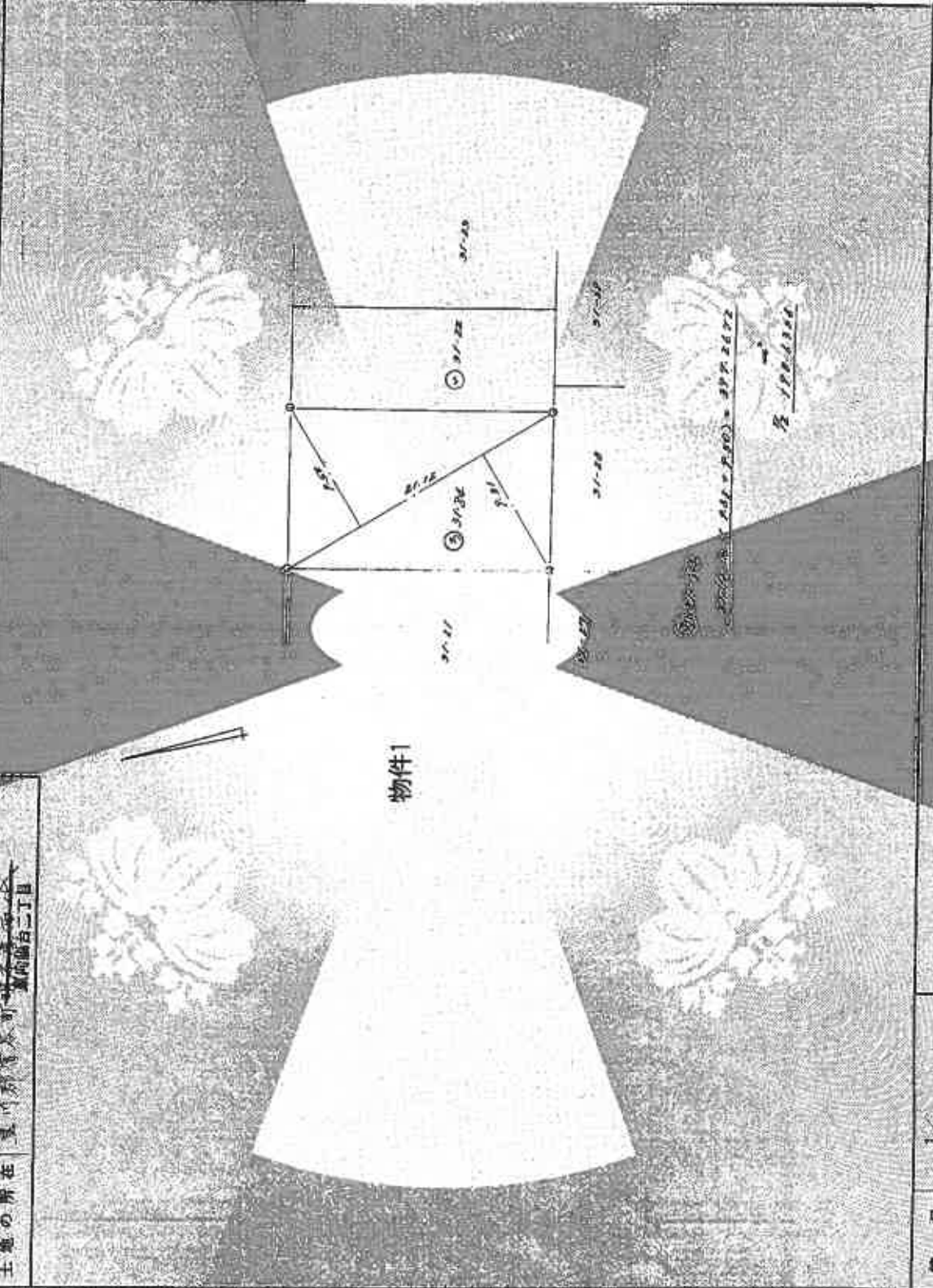
登記年月日：昭和46年1月20日

209992 前 31-22 後・新

地番	41-22 31-22
土地の所在	東京都港区芝浦区芝浦三丁目

地籍測量図

作成年月日	昭和46年1月20日
作成者	地籍測量所



物件1

縮尺	1/300
----	-------

東京市地籍測量所(国土地院)

YDCC

A3をA4に縮小

S46.1.29

これは図面に記載されている内容と並行して登記簿に記載されている内容と一致するものと見做す。昭和46年10月9日 地籍測量所

登記年月日：昭和50年1月13日

261110

家屋番号	311-04
建物の所在	福川郡富谷町石字西ノ入3番地6号 東内島台三丁目



床面積

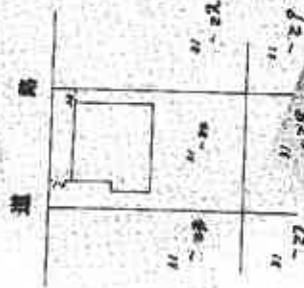
1階	94.68	4.47/㎡
2階	2.22	0.27/㎡
合計	96.90	4.74/㎡



床面積

2階	2.22	0.27/㎡
----	------	--------

物件2



作製年月日

昭和50年1月10日	片原啓
------------	-----

昭和五〇年一月十日

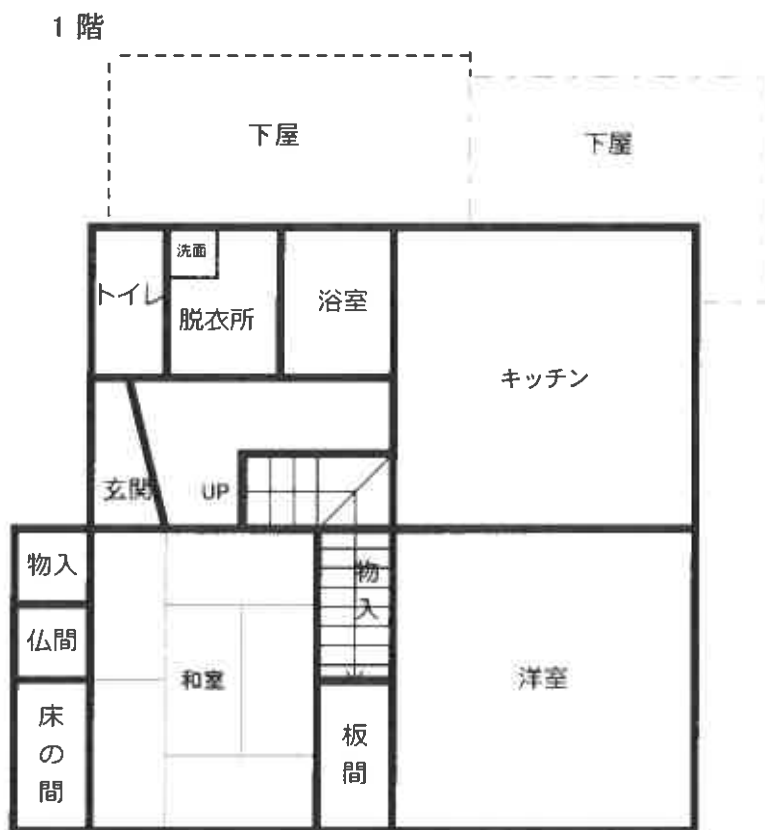
縮尺 1/200

縮尺 1/500

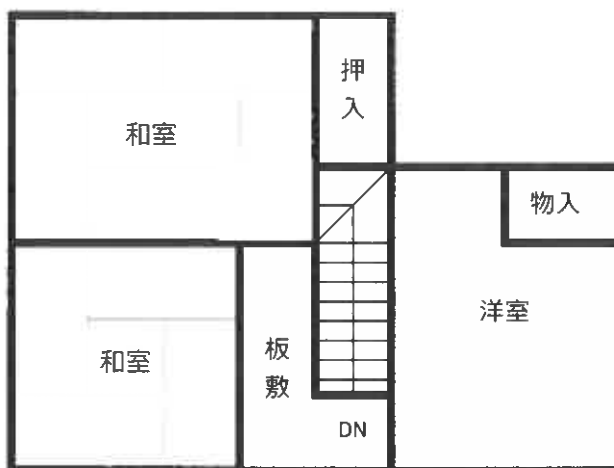
（日本建築学会建築計画学委員会）

次頁に図面に関する変更内容を示す。

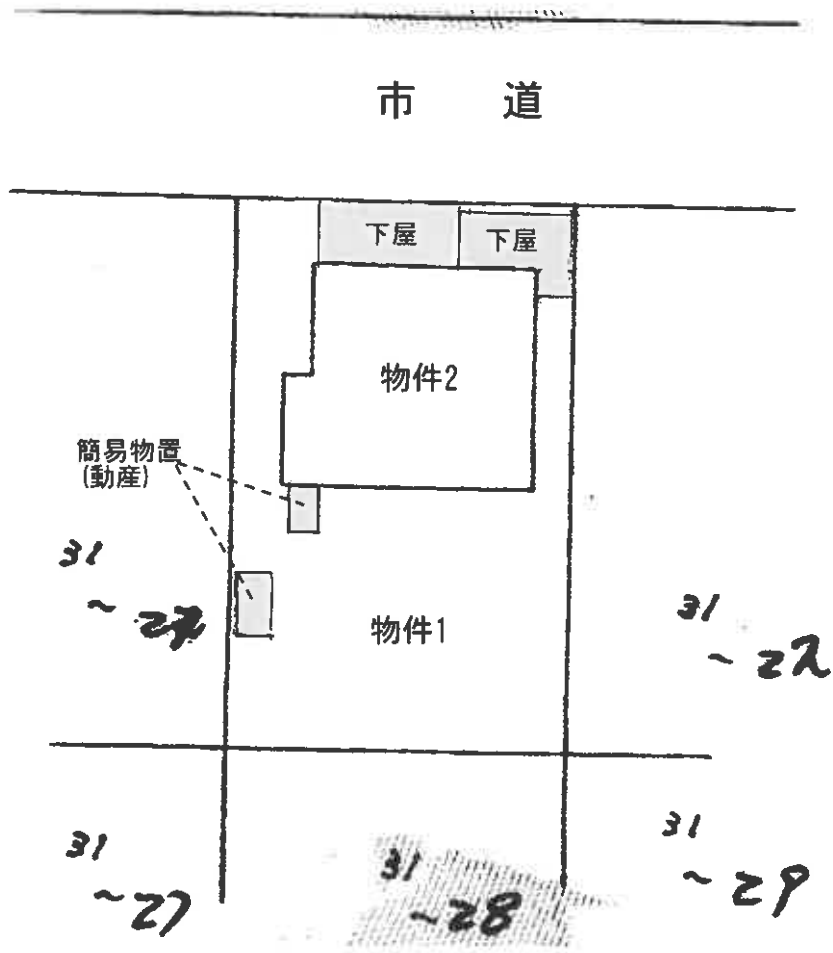
これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和7年10月9日 国土交通省 登記官



2 階



間取図
(物件2)



土地建物位置関係図